

参議院大蔵委員会会議録第十号

(一三九)

昭和三十年五月三十日(月曜日)午前十時七分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

青木 一男君

委員

西川 茲五郎君
山本 米治君
土田國太郎君青柳 秀夫君
木内 四郎君
白井 勇君宮澤 喜一君
小林 政夫君
岡 三郎君天田 勝正君
井村 德二君
中川 幸平君

木村 福八郎君

藤枝 崑介君
村上 孝太郎君

渡辺 喜久造君

正示啓次郎君

政府委員

大蔵政務次官
大蔵省主計局長
大蔵省主税局長

事務局側

大蔵省主計局次長
大蔵省主計局長
大蔵省主税局長

会専門委員

常任委員

説明員
大蔵省主計局主計官 小熊 孝次君○理事の補欠選任の件
本日の会議に付した案件

○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣第50号)(内閣送付、予備審査)

○昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより大蔵委員会を開きます。

○委員長(青木一男君) これまでの理

事補欠互選の件を議題といた

ます。去る四月十四日松永理事が

死去されました結果、本委員会の理事に欠員を生じておりますので、この際

理事の補欠を互選いたしたいと存じます。互選の方法は成規の手続を省略

ます。理事会によって委員長より指名する

ことに御一任願いたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。それでは委員長より本委員会の理事に森下委員を指名いたします。

○委員長(青木一男君) 次に本日本委員会に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)が付託されましたので、本案の内容の緊急性にかんがみまして、本

この際、本案を議題といたしたいと存

じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。まず本案について政府より提案理由の説明を聽取いたします。

○政府委員(藤枝景介君) ただいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十九年度におきまして、政府は、国の財政の健全化等の目的から補助金等につきまして整理する必要を認め、昭和二十九年度予算において所要の措置を講ずるとともに、第十九回国会に補助金等の臨時特例等に関する法律案を提出し、御審議の上、これが成立を見たのであります。しこうして、同法は、本年度の暫定予算期間中につきましてもさきに本国会に提出し、御審議の上、成立を見ました国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律により一時延長の措置を講じたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十年度におきましても昨年度と同様の措置をとることを妥当と考え、これ

がため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本

法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 事務当局から補助的説明がござりますか。

○説明員(小熊孝次君) ただいま提案理由の説明のございました補助金等の

臨時特例等に関する法律の一部改正案につきまして、敷衍して御説明申し上げたいと思います。

さきに四、五月につきましては、すでに本委員会におきまして、暫定予算の措置とあわせまして延長していただきたいわけでございますが、政府といたしましてさらにこれを来年の三月三十一日まで延長するのが妥当であると

いうふうに考えてまして、ここに一部改正法案を提出しておる次第であります。

それで、内容につきましては、すでに四、五月の暫定予算の際におきまして御説明申し上げたところございま

すが、簡単にもう一度繰り返して御説明申し上げますと、まず第一が、公立

高等学校の定期制課程の職員の経費の

国庫補助の関係でございます。これは

実体法によりますと、予算の定めるところに従い、国庫がその十分の四を補助すると、こういうことになつております。

以上が大体文部省関係のものでござ

いますが、次は厚生省関係といたしま

しては児童福祉法の母子手帳、これも

また、その制度が設けられました当時

の状況、すなわちいろいろな配給と

それは從来運営費的な分を見ておつ

ます。それから社会教育法関係、図書

館法、博物館法関係につきましては、

これが從来運営費的な分を見ておつ

ます。それから設備費と、そういう施設費と

それに補助していくという建前にいた

しまして、むしろこれは合理的な面を

考えておるわけでございます。それか

ら産業教育振興法の関係でござります

が、これは産業教育の教科書の発行に要する経費の一部補助でございます

が、これも民間団体に対するところの

補助というような見地から、一應現在

する、こういうことにいたしたい考

えであります。それから新たに入学す

る児童に対する教科用図書の給与に関

する法律、すなわち教科書の無償給与の問題でございますが、これにつきま

しては、貧富の差を問わずに、すべて

小学校に入学した者に対して一律に教科書を配布すると、こういうような考

え方でございますので、それよりはむしろ育るう学校とか、そういうような

気の毒な人に給与するというような体制を整えまして、そしてこの法律は一

科書を配布すると、こういうような考

え方でございますので、それよりはむしろ育るう学校とか、そういうような

気の毒な人に給与するというような

制度を整えまして、そしてこの法律は一時停止をする、こういうことにいたしておられます。

それで、この法律は從来から交付税回

して見ておりますので、これを一時停止

します。それから社会教育法関係、図書

館法、博物館法関係につきましては、

これが從来運営費的な分を見ておつ

ます。それから性病予防法につきま

ては、これはまあ從来二分の一であつたところの政府補助につきまして、こ

れを四分の一に改正をする、臨時的情置として改正するということでござります。それから精神衛生法の関係でございますが、これは公立精神衛生相談所の運営につきましても同様に二分の一を四分の一にする。それから母子福祉資金の貸付等に関する法律でござりますが、これも母子相談員に要する経費につきまして二分の一となつておりますのを、これを停止いたすことにしております。

が、漁業調整委員会、それから内水面漁場管理委員会の経費につきまして、従来全額負担、こういうことになつておつたわけでございますが、政令で定めるところにより負担する、こういうことにいたしまして、その補助率を低減いたすこととにいたしております。それから家畜伝染病予防法の関係でございますが、これは家畜伝染病以外の寄生虫病の発生予防に要する経費につきまして全額負担することになつておりますが、これは他の伝染病等と違うと、いうような見地から考えまして、これをお二分の一に低減いたしたい。

〔委員長退席、理事山本米治君着席〕

が二十九年度から実施されることになります
つていました、が、これを若干変更す
る、まあこういうことでございます。
それから航船建造融資利子補給及
び損失補償法の問題でござりますが、
これは開発銀行に対する利子補給金の
支給というものを停止する。
それから地方鉄道軌道整備法の關係

でござりますが、これは重要な新線の建設費、それから重要な路線の改良費、それから重要な老朽線に生じた欠損額、こういうようなものにつきまして、前二者につきましては、固定資産の百分の六相当額を補助することになりましたのを、百分の六を限度として補助するということに改めようというわけであります。

それから公営住宅法でござりますが、これは第一種公営住宅の建設費につきましては、これは二分の一を補助

附录二：中国科学院植物研究所植物学报

○政府委員(藤枝泉介君) 先ほど提案理由の御説明に申し上げましたように、本予算を提出いたしまして、その際にこの昨年に行いました補助金等の一部停止の問題はそのまま三十年度も続けたいという意味で、来年の三月三十一日まで延長していただきたいという法案を提出したわけであります。その後に至りまして、御承知のように、六月の暫定予算を政府は提出いたしましたので、衆議院の補助金等に関する特別委員会におきまして、一部の方から、その暫定予算に合わせたような法案を別に区切つて出すべきではないかという御意見がありまして、これをめぐつていろいろ御議論があるのでございまして、私どももいたしましては、実は本予算を提出し、そうして一年延長を願いたいという考え方を持ちましたので、六月の暫定予算は本予算をもとにした一部でありまするから、この法律の方は、来年の三月三十一日までの延長の法律に含まれるものとして、実は別に区切つて出す必要がないという結論に達しまして、こののような措置をとったのでありますから、それに対しまして、ただいまのような御議論があるということですが、目下の衆議院の委員会における審議の状況でございます。

きましては、この中身の具体的な問題を御論議よりも、たまに由り上へた切るか切らぬかというこの御論議を中心にしておられるようでござります。

○岡三郎君 たとえば家畜伝染病予防法ですね。こういったようなものが二分の一になるということで、まあこのほか関連する法案もあるかもしませんけれども、地方財政の不如意のときにはこういったような減額をするということで、基本的な仕事はそのままというふうな形になるというと、地方財政にこういったようなものにどうしてもしあ寄せにならぬ心配がないのか、そういう点について一つ当局の意見を伺いたいと思います。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいまの岡先生の御質問にお答えいたしますが、一方に地方財政の窮乏化と申しますか、一般に地方財政の赤字のことを言われております。それから補助金の整理というのも、こうした地方財政の窮乏に対して、従来ひもつきの負担金あるいは補助金ということで地方財源を非常に拘束しておりますが、できるだけ自由にしようという考え方があるわけでございますけれども、ただいまおつしやったような補助

つきましては、受益者負担という関係もございまして、これを全額国が見るのはおかしいしということで二分の一に削減する。しかしそれによつて起るところの地方財政との矛盾の面は別個に、たとえば地方再建整備法とかあるいは今回の地方道路税の創設、あるいは専益基金の譲与というふうないいろいろな財源を別個に考えまして、いわゆる地方で自主的に使える財源をあやそらということで考えておりますので、そういう二つの理念の調和という点につきましては矛盾なきように考えておるわけであります。

とにつきましても程度がありますし、それからまた寄生虫を駆除した馬や牛が非常に太りまして、これは駆除しない農家の所得というのも増加するわけでございまして、そういうふうな見地から受益者負担という点を考えますと、いうと、全額というのを二分の一に引き下げるということは大して差しつかえぬのはなかろうか。

それから今おっしゃいました地方財源との関係でございますが、その点につきましては、先ほどから申し上げましたように、別途地方公共団体の赤字の処理ということにつきましては地方再建整備法その他の法的措置を講じましてやっていこうということをございまして、その間の矛盾の調整といふことについては顧慮しておると、こゝでいうふうに考えております。

法を四、五の両カ月暫定予算に伴いまして延期していただきますときの提案理由の説明のときにも少し申し上げたことがあります。現在の国を持つておられます国債の残高というものは、一年の歳出規模から比べまして、約その二分の一程度、四五千億という程度のものでございます。これは諸外国、たとえばアメリカとかイギリスというふうな、ああいうふうな先進諸国におきましては、大体歳出規模の五、六倍の国債をかかえている。そういうものに比べますと、日本の国債残高というものは、戦後のインフレーションということもあつたわけでございますが、さわめて財政的には負担の程度が軽い程度でございます。しかしまあ健全な財政という見地からいいますれば、これを全部なくすることが好ましいわけでござります。

ていいと、いう構想でもやつていった
らどうだらうか、というふうなことを現
在検討いたしております。まだ最終的
にきまつたというわけではございません
んけれども、そういうふうなる程度
ばく然たる計画は持つておるというこ
とは申し上げらるると思います。

○小林政夫君 ばく然たる計画でこの
国会に提案するつもりで考へておるの
かどうか、どうなんですか。

○政府委員(村上孝太郎君) 当初はこ
の国会に提出する予定でございまし
た。それは四、五月の暫定予算のとき
に、この特例を延長していただきます
にぎに、そういうふうなことを申し上
げたかとも思いますが、その後本予算
の編成方針がきまりまして、各特別会
計から国債整理基金への繰り入れが從
来通り一萬分の百十六の三分の一とい

によつては、実際は蓄積資金として蓄積すべきものを少くする、こういふことなんだと思うのです。それで今後国債発行の問題も起つておるし、大蔵大臣は本会計年度は国債発行については反対である。しかし国債発行そのものについては必ずしも反対ではない。それで市場に消化能力があれば、これは発行してもいい、そういうふうな建前をとつてゐるのですよ。そしてこれを今度の六月分の暫定措置として、これを一応認めさせようというのですが、原則からいえば、財政法で、国債発行については今度の財政法では特にきつたい制限を設けていた点から見て、どうもわれわれから考へると、だんだん国債発行についてルーズな考え方にならうとするような傾向があると思うのです。これなんかもその一つの現われ

いただきますと、この特例はポイントが二つございまして、一つは一般会計からの国債整理基金への繰り入れ償還でございます。償還、元利支払いにつきましては、二つ現在規定があるわけでございます。一つは、財政法の六条の前々年度の剰余金の二分の一、もう一つは、国債整理基金特別会計法の二条にございます万分の百十六、それに昭和七年の特例が入っております。それのまた三分の一になつておりますて、他方剰余金の関係は、昭和二十八年度の剰余金が四百八億円程度になつておりますので、財政法六条の関係から申しますと、大体二百億円程度のものを償還財源として繰り入れすることになります。もう一方の万分の百十六の三分の一と申しますのは、大

○委員長(青木一男君) 八年度、昭和二十九年度及び昭和三十一年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題いたしましたして、質疑を行います。

○小林政夫君 二十八年度、二十九年度こういう臨時措置をやつて、また三年度同様の措置を継続するわけですが、国債整理について、政府としては最近の事態にかんがみて恒久的な処理の方法について何か構想があるやに新聞で報せられたと思いますが、そういう何か構想があれば伺いたい。

○政府委員(村上孝太郎君) 申しますが、減債制度というものにつきまして、政府が根本的な構想を持つておるかどうかという御質問でござります。この点につきましては、特例

の二分の一程度のものではござりますけれども、ただいま申し上げましたような健全財政という面から全部なくして方がいいということとからいいますと、何らかの減債計画を立てなければならぬわけであります。われわれいたしましては、現在持っております国債を、まことに償還期というものは違つておりますて、ある年には五百億の償還をしなければならぬし、ある年には百億でいいというように、償還期が非常にまちまちでございますので、これを二、三十年かかるて、ある程度標準化した償還をしていくということにいたしますれば、現在の国債についてあまり財政が年々不均衡な負担をしないでやつていけるのじやなかろうかといふううな見地から、大体前年度国債残高の三十分の一程度のものを返し

まりまして、それによつて予算が組まれておりますので、この国会に提出いたしました。その施行は来年度から、こういうことになるわけでござります。そこで来年度から施行という議論も聞きましたので、本国会への提出は見合わせることにいたしました。

○小林政夫君 来年度というか、今度の通常国会で、来年の予算には間に合うよう、政府の構想は固まるということですね。

○政府委員(村上孝太郎君) そういう予定でござります。

○木村謹八郎君 また公債の発行の問題が最近自由党から修正が起つておりますが、この国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例は、これは見方

当局としては一体どういうふうに考えているのか。公債の問題について財政法では特にきつくこれを制限をしていいが、これはその特例なんですがね。こういう特例というものは、そう簡単にやつていいのかどうか。これはすでに二十九年度でやっているのですけれども、三十年度の暫定予算でもこれを一応引き続いて認めさせようというのでしよう。ところが大蔵大臣は、少くとも三十会計年度では公債発行には反対であるという考え方を持っているのです。そういう点で、こういう特例措置についてどういう考え方を持っているのか、事務当局としては、
○政府委員(村上孝太郎君)　ただいまの木村先生の公債発行との特例との関係、私ちょっと意味がつかめないのとござりますけれども、御承知かと思

預基金の残高は四千四、五百億くらいいたしますと、二百億円くらい返しても二十年で返せるわけです。そうしますと、この特別法によります償還をさらにこの剩余金に加えて行うかどうかということになりますと、少くとも現在の国債償還の計画からいいますとあまり問題にならない、まあネグリジブルだということになりますのでこの特例法の関係ははずしても差しつかえない、こういうふうに考えておるわけでございます。

もう一つの点は、電電と国有鉄道、これが特別会計でございましたときに、当時は特別会計として負担しておきました國債があるわけでございますが、これが公社になりますと同時に、公社でございますので國債を負担することはできないということで、それを

○政府委員(村上孝太郎君)　國債整理案の最近の事態にかんがみて恒久的な処理の方法について何か構想があるやうに新聞で報ぜられたと思ひますが、どういう何か構想があれば伺いたい。

は百億でいいというように、償還期が非常にまちまちでございますので、これを二、三十年かかるて、ある程度平準化した償還をしていくということにいたしますれば、現在の国債について

○小林政夫君　来年度はどうか、今度の通常国会で、来年の予算には間に合うよう、政府の構想は固まるといふことですね。

○政府委員(村上孝太郎君) そういう予定でございます。

とも三十余年では公債発行には反対であるという考え方を持つてゐるのであります。そういう点で、こういう特例措置についてどういう考え方を持つてゐるのか、事務当局としてね。

この半併合の關係に付しても差しきれない、こういうふうに考えておるわけでござります。

もう一つの点は、電電と国有鉄道、これが特別会計でございましたときに、当時は特別会計として負担してお

○政府委員（村上孝太郎君）　國債整理
最近の事態にかんがみて、恒久的な処理の方法について何か構想があるやうに新聞で報せられたと思ひますが、そういうう何か構想があれば伺いたい。

○小林政夫君　来年度はどうか、今度の通常国会で、来年の予算には間に合うよう、政府の構想は固まるといふことですね。

○政府委員(村上孝太郎君) そういう予定でございます。

とも三十余年では公債発行には反対であるという考え方を持つてゐるのであります。そういう点で、こういう特例措置についてどういう考え方を持つてゐるのか、事務当局としてね。

この半併合の關係に付しても差しきれない、こういうふうに考えておるわけでござります。

もう一つの点は、電電と国有鉄道、これが特別会計でございましたときに、当時は特別会計として負担してお

一般会計へ肩がわりいたしまして、公社はそのかわり一般会計に對してそれと同じような条件の債務を持つ、こういう形になつておつたわけです。そこで公社の負担します国債の償還は、一般会計を通して国債整理基金特別会計へ繰り入れるということになり、いわばこういう三角関係で決済するわけでござりますけれども、これは経理の簡便化の意味からいいますと、大体從来通り公社から直接に国債整理基金に繰り入れたらしいじやないかというふうに考えております。この第二の繰り入れ關係は、全く經理的な簡素化の意味だけである、こういうふうに了解いたしております。

第二の点は、これは国債の発行に関する
係があるわけじやございません。現在
の剩余金というものは、国債残高に比
較しますと、償還財源としましては相
当大きいものであります。大体二十年
くらいで全額償還できる程度のものを
毎年入れていくなれば、それで一応十
分じゃなかろうか。そこで十七億の方
は、ほかにいろいろ財政的にはつらい
年でもあるし、その適用を延期してい
ただきたい、こういうことでございま
す。

○木村種八郎君 どうも事務当局の立
場は矛盾していると思うのです。今公
債の額が少くなつてきてているとい
うのでしよう、外國に比べて……。それなら
ばドッジ・ラインのときなぜあんなに
たくさん償還してしまつたのか、あの
とき無理に……、無理であるかない
かは立場によって違うかもしません
がとにかく非常にたくさんの蓄積資金
でどんどん償還したのですよ。であ
るときわれわれ反対したのです。そんな

に無理に償還する必要ないのだ。安い金利で債務を持っている方が……、それでその資金を、税金として吸い上げた資金をもつと効率的に使うべきだ。それをどんどん公債償還に……、どのくらい償還したか、非常にたくさん償還したのです。それで今になって公債が非常に全体外国の例から見て少い、こういうようなことを言っている。それだから公債をまた今後発行してもよいという議論はそこに一応出てくると思うのですが、そういう点がどうもおかしいと思うのです。

それからいま一点、第二点の方は非常にわざかだと思う。ネグリジブルである。そう大した問題にならない。それで前年度の剩余金の方において、相当額の償還基金として積み立てるので、だらいいじやないかといふのですけれども、これはやはり関連があるので、当多額の償還基金として積み立てることのやうです。全体の公債の信用というものに關係があるので、無關係じやないと思うのです。それで実は私が言いたいことは、これは事務当局にも考えてもらいたいことは、どうも公債発行について財政法で非常にきつい規定を設けた趣旨というものが、だんだんここでくすされてゆく危険があると思うのです。で、それは現状ではどうしても防衛費がふえてくるのですね。それで公債発行は防衛費として調達するのじゃないといつても、結果としては防衛費の調達ということになるのです。

で、防衛費は税金でやつてゆくといつても、たとえば自由党の今度の産業公債みたいに、産業に対する投資として公債を発行するといつても、実は投資の方を税金で賄うとすれば、防衛費は公債で発行しなければならぬ、こうい

う結果になるので、今の現状はどうぞ
したたつて公債発行と、いうことをやつてお
ゆくと、それがいわゆる赤字公債とい
うことになる。赤字公債でないといつ
ても、預貯金でこれを引き受けるとい
つても、インフレ要因になるし、そ
ういうふうにだんだん公債の発行に対
する考え方がルーズになつてくるような
状態にあると思うのです。そういう意
味でここでこれから財政法をわれわれ
守らなければならぬと思うのですが、
財政法で一番守らなければならぬ点は
その点だと思うのですよ、公債に関する
点は……。そこでわれわれは公債と
いうものに対してルーズに取り扱うよ
うな、そういう法律とか規定につい
て、必要以上に神経質にならざるを得
ないのです。そういう点、どういうふ
うに考えてますか。

うな点とは関連のないことを御了解いただきたいと思うのでございまして、先ほどから法規課長がお答え申し上げておりますように、現在の国債残高など、それから今までの歳計の純剩余金との額と、その二分の一を償還に充てておるわけでございますが、その額との間に合せで当分これだけで少くともやつていただけるのじゃないかという意味で提案申し上げたような次第であります。そして、その点は別といたしまして、先ほど申し上げましたように、公債の将来の発行については財政法の命ずることころによりまして、私どもも十分嚴格な考え方でもつて参りたいと考えておる次第でございます。

○委員長(青木一男君) まだ長いですか。

○木村禪八郎君 いや、そう長くありません。

○委員長(青木一男君) 先ほど他の質疑も途中で実は一時中止して、あと継続することにして、討論採決に入ろうという計画をしておりますから、簡単に一つ、あとまた……。

○木村禪八郎君 もう討論採決をやるのですか。

○委員長(青木一男君) それで実は御都合を願つておいで願つたのです。明日の本会議にかけたいので……。

○木村禪八郎君 どうしてすぐこれを討論採決しなくちやならんのですか。

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

(速記中止)

くれませんか。元利償還のための資本の繰り入れについて、さつきの御説明の剩余金の方の繰り入れと、それからもう一つ一般会計から繰り入れるのと、二つ、これはやはり剩余金のほうで当繰り入れの金があるから、そうしてまた国債自体は外国の例から見ても、日本の場合には非常に現在高が少くないおそれ。だからそんなにたくさん償還しなくてもいいのじやないか、そういう考え方にしておるわけですね、はつきり言えば……。

○政府委員(村上孝太郎君) 少し先ほど私の説明が簡単過ぎたかと思うのですがございますが、御承知のように剩余金の二分の一と万分の百十六の三分の一という規定がございます。万分の百十ニ六と申しますのは、大正四年當時に、ちょうどその当時ございました国債に対して毎年三千万円くらいずつ償還しておったのでありますけれども、この三千万円が大体万分の百十六に相当したことからたときにまたその三分の一ということになっておりまして、現行法の体系といふものは、いわば大正四年當時の国債とその当時の財政の規模と申しますが、そういうもののからきまつておる、非常に今となつては現代的意味を持たない規定でございますから、かたがたの剩余金の二分の一と申します二百億程度の金は、現在の国債残高に対し約二十二分の一くらいに相当いたします。これは国債を三十年計画で返すのが、普通いろいろなところでいわれます減債期間の常習でございますけれども、それから見ましても非常に上回つ

金明とら相て白日を向ふ運はラバ・アラム

ですね。事柄というと、補助金を、今の岡委員からの質問で言えば、家畜の伝染病予防ということはどういうふうに執行されたか、県が国の補助金が減っただけのものを作出したのか、あるいはそれだけ予防措置が縮小したのか、または受益者が負担したのか、こういうことが二十八年度と二十九年度と比べてどういうふうに行われているかということを全体にわたってわかりますか。

の御質問は、一体補助金の減率あるいは停止ということの結果、実態の行政はどういうふうになつたか、こういう御質問だらうと存じます。これは私の方で調べられるものはある程度調べたのですが、あとで具体的に数字を申し上げてもよろしいのでござりますが、ある程度遺憾なく行政の実態は伸びておるようでございます。

ただこれが一体地方公共団体に対するいかなる犠牲のもとに行われたかといふ御質問があとに續くのだろうと思ひますが、この点は私の方も実際にこれが補助金の減率、または停止にもかかわらず、行政の実態がこう伸びたといたことは、地方公共団体が財政に非常に無理をしたのじやなかろうかといふふうな懸念もあるかと思うのでありますけれども、その点につきましては、去年この関係の臨時特例の結果、どういうふうに計数的に、国の財政から地方公共団体に影響を及ぼすかといふときの数字と、あまり變つてないのぢやないかとわれわれ考えておるのでござりますけれども、その当時の数字しまして、約二十四、五億の減少、そ

これが地方公会団体としては、約二億億度の変化があったというふうに記憶しておりますが、行政の実態につきましては、今申し上げました御質問の家畜伝染病の関係が一体どういうふうに、その後寄生虫の処理がどういうふうになつてあるかということは、まだ正確なつておらないのでござりますけれども、その他、たとえば公民館のごときはごに農林省関係に問い合わせても数字が出ておらぬのでござりますけれども、たとえば三十八年度の三万四千カ所という補助金特例が施行になつたあとも、たとえば博物館のごときもこの臨時特例の結果、二十八年度の約九百万人の利用者に対して、二十九年度におきましては、補助金の停止にもかかわらず、約その三割増しぐらい、千二百万の人ばかりの利用者があり、個所数も約三割くらいの増加を見ております。こういうふうな数字が出ていると思ひます。

ものを資料で出してもらいたい。あなたが今一例として触れられたような問題よりも、私の関心は別の問題にある。

○政府委員(村上孝太郎君) 資料として提出いたしますことはいたします。ただ……。

○小林政夫君 それが出なければこれを採決しないということではないから、できるだけ急いで……。

○政府委員(村上孝太郎君) 事務的には努力いたしましたけれども、臨時特例法の内容となっております十七本の補助規定の中で、具体的な資料が得られましたのは余りたくさんないし、小林先生の御疑問のところはないかもしませんが、その点はあしからず。

○委員長(青木一男君) 他に御質疑がなければ、明日にあとは譲りたいと思います。

それではこれにて散会いたします。

明日は午前十時より開会いたします。

午後零時三分散会

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特殊物資納付金処理特別会計法
案

(設置)

第一条 特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第
年法律第 号)又は砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第
号)の規定による納付金(以
下「特殊物資納付金」という。)をも

（つて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。）
第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
（歳入及び歳出）
第三条 この会計においては、特殊物資納付金及び附屬雜収入をもつてその歳入とし、第四条の規定による産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附屬諸費をもつてその歳出とする。
（産業投資特別会計への繰入金）
第四条 この会計においては、毎会計年度における歳入の収納額から当該年度における事務取扱費及び附屬諸費の支出額と第十一条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計に繰り入れるものとする。
（歳入歳出予定計算書の作成）
第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。
（歳入歳出予算の区分）
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
（予算の作成及び提出）
第七条 内閣は、毎会計年度、この

会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならぬ。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第八条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならぬ。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上年金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十一条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものにかかる歳出予算是、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

す。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

實施規定

第十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附录

1 この法律は、公布の日から施行する。

規定の適用については、砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律附則第三項の規定による寄附金は、特殊物資納付金とみなす。
産業投資特別会計法（昭和二十九年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中一及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金」を、「米国対日援助見返資金特別会計からの

承継資産から生ずる収入金及び特
殊物資納付金処理特別会計からの
繰入金」に改める。

第三条中「及び緊要物資輸入基
金特別会計法等を廃止する法律
(昭和二十九年法律第六号)附則第

五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金」を「緊要物資輸入基金特別会計法等を廃

止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現

金並びに第四条に規定する特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のよう
に改正する。
第十三条第六号の次に次の二号
を加える。
六の二 特殊物資納付金の処理
に関すること。

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十二日）
一、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案（予備審査のための付託は五月二十五日）

五月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、物品税法の一部を改正する法律案

同ジヲ為スに改め、同条第一項中「讓渡シ若ハ讓受クル」を「讓渡若ハ讓受テス」に改める。

「十五」に改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「免稅物品の譲渡禁止等」に改め、同条第一項中「譲り渡し、又は譲り受け」を「譲り又は譲受」(これらの

委託を受けて、若しくは媒介のため所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者、若しくは媒介をする者

「譲り受けた者に所持させる」とを含む。」を
し」に改め、同条第三項中「譲受

「入」の下に「前項の規定に該当する場合において、譲受人が判明しないときは、第一項の規定に違反する旨を特許権者に申告する。

6 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う開港法等の臨時反する所持者」を加え。

特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「譲渡し」を
「譲渡」(譲渡のためその委託を受
けた者、又は媒介をする者)に附

「が若く又は才ある者に用掛
させることを含む。以下本条にお
いて同じ。」をし」に改める。

第十二条第一項中「を日本国内において譲り受け」を「の譲受（譲渡又は譲受の委託）を受け、又は二つ以上のものに分けて譲り受けたもの

これらは、他の規約のため所持することを含む。以下本条において同じ。」を日本国内においてしに改め、

同条第三項中「第二十六條」の下に「及び第五十一条」を、「第十

7 条の下に「及び第十六条ノ二」を加え、「第五条及び」を「第五条並びに」に改める。
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「第十一条第一項第一号又は第十条の二第一項第一号」を「又は第十条第一項第一号」に、「第十条第二項又は第十二条の二第二項」を「又は第十条第二項」に、「免税物品等の譲渡禁止」を「免税物品の譲渡禁止等」に改める。
五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第四二四号)(第四二五号)
一、秋田県の酒造業者に対する旧基本石数返還の請願(第四四七号)
一、洋紙の物品税撤廃に関する請願(第四五一号)
一、中小企業に対する税制改正の請願(第四五三号)
一、税理士法中一部改正に関する請願(第四八八号)
第四二四号 昭和三十年五月十八日受理
揮発油税引上げ反対に関する請願
請願者 福島県平市字鍛冶町九
磐城貨物自動車株式会社
社内 渡辺重三郎

第五部 大藏議員會公義錄第十号

を一条ずつ繰り下げる、同章に第七条として次の二条を加える。

(国立公園法に基く補助の特例)

第七条 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第五条第三項(国庫補助)の規定は、適用しない。ただし、災害復旧のため国が国立公園について必要な補助を行うことを妨げるものではない。

第五章中、第十七条及び第十八条を削り、第十九条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、同章を第四章とし、第六章中、第二十一条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加え、同章を第五章とする。

(耐火建築促進法に基く補助の特例)

第十九条 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第百六十号)第六条並びに第七条第一項及び第三項(国の補助)の規定は、適用しない。ただし、同条第二項(非常災害の場合の国の補助)の規定が適用されるべき場合は、この限りでない。

附則第十項中「第十七条の規定を除くの外、」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の補助金等の臨時条例等に関する法律第七条及び第十九条の規定は、この法律の施行前に補助すべきこととなつた場合における補助金については、適用しない。

昭和三十年六月二日印刷

昭和三十年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局